

現憲法施行七十年に当たり

一度も改正なきを憂えて！

皆さん、本日の「第四十八回 新しい憲法をつくる国民大会」に、ご参加ありがとうございます。さきほど廊下にて、参加者の方から、おめでとうございますとのご挨拶をいただきましたが、私どもにとって、今日は、おめでたい日ではなく、悲しい日なのです。いまの憲法が施行されて七十年にもなるのに、その間、一度の改正もないことは、日本国にとって悲劇であり、悲しい日である、と考えているからです。

そこで私は、なぜ悲しいのか、問題をA B C D Eの五つに分けてご説明しましょう。A、長年月、憲法を改正しないとどうなるか、という問題

憲法をはじめ法は、施行日、つまり国民に実際に適用される日をもって静止してしまいます。途中で時代に応じて改正されていけばよいのですが、現行日本国憲法は一度も改正されていませんから、したがって、現行憲法は、七十年前の昭和二十二年五月三日時点で、静止してしまっているわけです。

ところが、現実の社会はどうでしょう。日進月歩という言葉があるように、常に変化しています。今のIT時代では、分進秒歩といわれるぐらい進歩が早いのです。すると、どうなるか？ 憲法と現実との間にズレが生じてくる。それが七十年も一度の改正もないとなると、大きなギャップが生じてしまうことを認識して下さい。そこで、時の政府は、憲法の条文を解釈で補って、現実に合わせて執行する他ない。同じ敗戦国ドイツは、やはり戦後、その憲法を「ドイツ連邦共和国基本法」に代えさせられたが、ドイツ人はこの間、現実に合わせていく、この基本法を六十回も改正しております。皆さん、われわれ日本人も、ドイツを見習って改正しましょう。

B、現行憲法ができた時代は、絶対平和を夢見ていた時代。それは数年で崩れた第二次世界大戦で、イタリア、ドイツ、日本の枢軸三カ国が降伏して、その年の十月二十四日に、戦勝国を中心とする連合国により、国際連合が発足し、その憲章には、再び戦争を起こさないための安全保障条項がビッシリ列記されていて、世界中が、恒久平和を夢見ていた時代であった。日本人も恒久平和到来と信じた。

また、日本を占領・統治したマッカーサー連合軍総司令官も、そうした認識で、

その総司令部（GHQ）の職員をして、戦争放棄を中心とする現行憲法を起草せしめた。日本側はほぼそのまま受入れざるを得なかった。

ところが、この現行憲法が占領下の国会で承認・成立し、公布され、翌昭和二十二年五月三日に、効力を発効した（施行された）ころには、戦勝大国のアメリカ側とソビエト側の二大陣営に分かれて、対立・冷戦が始まり、次第に激しくなっていて、東アジアでも、昭和二十五年に、北朝鮮が韓国に攻め込み、そのためマッカーサー將軍は日本駐留の占領軍を朝鮮半島へ派遣し巻き返したが、中国軍の参戦により、大激戦となった。

そうした情況から、その恒久平和の夢は、僅か二〜三年で崩れた。その後の世界も、対立・紛争・戦闘が絶えず、世界の人々は、とうに、恒久平和の夢から覚めているのに、日本では、自国だけが平和であればよいという一國平和主義に支配されている。国民の皆さん、近年は、核弾頭付きミサイルが飛んで来るかという時代、どうか、夢から目覚めていただきたい。

C、現行日本国憲法は、独立主権国家の憲法の体裁ではない！

「独立主権国家」の条件は何か？ それは、「自分の国は、自分で守る」体制が憲法に明記されていることである。

ところが、現行日本国憲法には、それがなく、代わりに、第九条がある。その柱は何か？ それは①陸海空軍の不保持、②武力行使の永久放棄、③（独立国には認められる）交戦権の否認、である。これは「独立主権国家」の体裁ではない。日本人は、憲法を持っていさえすれば、独立国家であると勘違いしている。戦前は、有力主権大国が、多くの植民地・属国を持っていたが、それらの地域にも、その地域の憲法というべき法を持たせた。例えば、アメリカは、スペインとの戦争に勝って、フィリピンを植民地としたが、のちにコモンウェルスという憲法を持たせた。

しかし、そうした属国憲法の特色は、軍事権がない、武力行使も許さない、交戦権もない、自然災害時でも現地人に指揮権もない、外交権もない。なぜか、それは主（あるじ）たる独立主権国家（宗主国という）の役割だからである。

日本を占領統治したマッカーサー將軍は、昭和十年から、日米開戦の昭和十六年まで、アメリカの植民地フィリピンを統治する軍政官であった。

属国フィリピンの憲法（コモンウェルス憲法という）には、戦争放棄規定があり、現地政府に軍事権もなく、武力行使も認めず、外交権も認められていない。日本を打ち負かし、連合国軍総司令官として、日本の占領・統治に当たったア

アメリカのマッカーサー將軍は、かつてフィリピンを間接統治した方式にならい、そのコモンウェルス憲法と同じように、戦争放棄、武力行使の放棄、交戦権の否認を、間接統治下の日本国憲法に、明記させたというわけである。

日本は、サンフランシスコ講和条約により、独立を回復したというのなら、同じ敗戦国ドイツやイタリアがしたように、憲法を改正して、陸海空軍を持ち、交戦権を持つことを宣言すべきであった。その上で、他国へ侵略することは決してしないが、他国から侵略されたときは、同盟国とともに敢然と戦う、ことを明記すべきであった。

D、日本は、加盟している国連憲章からも、一人前の独立主権国家とはいえない！

ヨーロッパは、その歴史を見れば分かるように、戦争に明け暮れた歴史である。そこで、第一次世界大戦のあと、一九二〇年に、各国はフランスのヴェルサイユに集まり、向後、戦争に訴えないことを約した国際連盟を締結した。

しかし、アメリカは不参加、常任理事国の独・伊・日が連盟を脱退して第二次世界大戦となったことを踏まえ、その大戦後の国際連合（国連）は、その憲章の条文のほとんどが具体的な安全保障条項である。

それは、国連に加盟できる国は、独立主権国家を想定しており、各地域で紛争が生じた場合には調停し、国際司法裁判所に提訴することを勧めるが、それでも武力衝突が予想される場合は、国連が加盟国に、その軍隊を派遣することを要請し、加盟国は、それに応ずる義務がある、ことを規定している。

したがって、国連は、申請して四年後の一九五六年（昭和三十一年）十二月に加盟を認められた日本にも、紛争地域に軍の派遣を要求してくる。日本側は、憲法九条で軍を持ってない（自衛隊は軍隊ではない）ので、弾の飛んでこない後方勤務だけを受けているが、諸外国からは、日本は一人前の独立主権国家ではない、とみなされている。

「国際連合平和維持活動に協力（PKO）する」ため、国連の要請に応じて、自衛隊を派遣してきた先は、日本からすれば地球の裏側にあたるアフリカや中東であったが、ここ十数年、中国の軍事的台頭、そして北朝鮮からいつ核ミサイルが飛んで来るか分からない今、舞台は目前の東アジアに危機が迫っている。

もし、外国が、日本の領土へ侵入して来た場合、日本は国連へ対し、加盟国の軍隊を派遣してほしい、と要請する事態だって考えうるのである。加盟国は、いっつも後方勤務ばかりの日本へ、果して快く軍隊を派遣してくれるだろうか？

今年も公募した改憲川柳の中には、壇上の垂れ幕に掲げているように、「不思

議なり 国を守ると 違憲とは！」とか、「自衛隊 存在意義を 明確に！」とか、また「どの国も してる改憲 せぬ異骨！」とあり、こうして、良識ある日本国民は、本当に憂慮し、憲法改正を切望しているのである。

E、憲法改正は、国民の権利であり義務である、ことの認識を！

国民の権利・義務については、現行憲法第三章に列記してある権利、そして、義務についても、納税の義務、勤労の義務、教育を受けさせる義務、があることは、一般に認識されている。

しかし、もう一つ、重要な国民の権利・義務があることは、ほとんど認識されていないので、ここに、指摘しておこう。それは現行憲法第九十六条「憲法改正手続」にある「衆参各議院の総議員の三分二以上で発議された憲法改正案に対して、『国民がそれを承認するか否かの投票権』」がそれである。この国民の投票権も、国民の権利であり、同時に義務であることを、ぜひ認識していただきたい。

この「衆参各議院で発議された憲法改正案を承認するか否かの投票権」が、これまで、憲法学者の間でも余り取り上げられなかったのは、この国民投票について、憲法には規定があっても、それを具体化する手続規定がなかったので、単なる抽象的な権利のように思われていたからであろう。

それが、平成二十二年五月十八日、国会において、この憲法改正に関する国民投票法が可決・成立し公布され、その後、補正の改正も行われて、実際に適用可能な、「国民の具体的な権利であり義務となっている」ので、国民の皆さまも、ぜひこの権利・義務の存在を御認識いただいて、いざ憲法改正の国民投票が行われるときは、ぜひ、この重要な投票権を行使して下さるようお願い申し上げます。応募下さった「改憲川柳」の中に、鹿児島の方からですが、「改憲は 国民みんなの 権利ですー」の句を頂戴し、この方はよく気がついておられるなと思ひ、今年の「改憲川柳」の大賞といたした次第です。

こうして、今年の「改憲川柳」をみても、国民の方々は、かなりよく認識されておられますので、各政党・政治家の方々も、こうした国民の声に耳を傾けていただきたい。私どもは昔から、「憲法改正は国家的課題だ！」と申し上げてきました。そして、今年の「改憲川柳」の中に、「改憲は 国家的課題 与野党で！」との句がありましたので、今年は、これも佳作とし、壇上の大横額に墨書して、掲げさせていただきました。

そろそろ、私の持ち時間のようですから、以上で、今年の大会の私の御挨拶とさせていただきます。御清聴、ありがとうございます。(拍手)